# 第2期座間市教育大綱

平成31年4月 座 間 市

# 目 次

1.	はじめに	. 1
2.	大綱の位置付け	. 1
3.	大綱の期間	2
4.	基本理念	<sub>.</sub> 3
5.	基本目標	.4
6.	施策の方向	<sub>.</sub> 5

#### 1. はじめに

最近では情報化やグローバル化が進展するとともに、人口減少・少子高齢化・地域コミュニティの希薄化などによって、子どもから高齢者までのライフスタイルが刻々と変化していく中、新たな視点、柔軟な発想、変化への対応力をもったまちづくりが求められています。

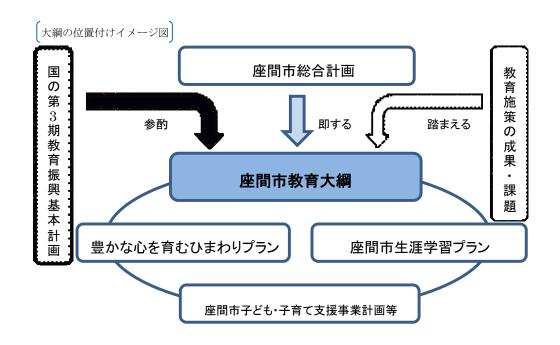
このような時代にあって、本市は「第四次座間市総合計画(以下「総合計画」という。)」の実現に、8年間、取り組んできました。この構想で掲げる将来のまちの姿、「ともに織りなす 活力と個性 きらめくまち」を目指し、本市では、学校、家庭、地域、行政が一体となって連携・協働を図りながら、新しい時代に対応した教育施策の推進に努めています。

平成27年度の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、 地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術 及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることになり、本市では 「座間市総合教育会議」において協議、調整し「座間市教育大綱(以下「大綱」 という。)」を策定しました。

今回、平成27年度に策定した大綱の計画期間が終了することから、新たな 視点や課題などへ対応すべく平成31年度~平成34年度を計画期間とした、 第2期の大綱を策定するものです。

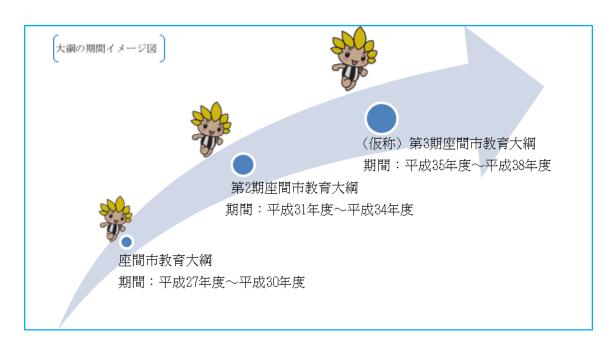
#### 2. 大綱の位置付け

この大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるもので、本市 の最上位計画である総合計画の基本構想に定める将来目標の達成に向け、教育 分野の基本理念、基本目標及び今後取り組むべき施策の方向を示すものです。



# 3. 大綱の期間

第2期の大綱の期間は、平成31(2019)年度から平成34(2022)年度までの4年間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。



#### 4. 基本理念

# 座間市で育ち座間市を愛する人づくり

○ 本市では、安全で安心できる居住環境の中で市民が集い、憩うことのできるまちづくりを進めています。

その「まちづくり」には「人づくり」が欠かせないことから、学校、家庭、 地域での生涯にわたる教育が果たす役割は極めて大きいものがあります。

〇 本市には、東部に相模原台地、西部に相模川の沖積低地が広がり、さらに、中央に目久尻川が流れ、坂や段丘が多く、地域ごとに特色のある景観や長年にわたって培われてきた伝統文化があります。

その中で、地域ごとに、子どもから大人までみんなが協力しあって子ども を育てる習慣があります。

- このような特性を生かし、学校教育や生涯学習において「豊かな心」と「生きる力」を育み、大きく変化しつつある社会に対応できる「人づくり」を、市全体で連携して進めていくことが必要です。
- 座間市で学び育つ「ざまっ子」が、ふるさと座間に愛と誇りをもち、心身 ともに自立した大人に成長し、国や社会の発展に尽くすことができる「人づ くり」を目指していきます。
- 〇 そして、様々な災害に対応可能な危機管理体制を高めることにより、市民 (住民、団体、企業など)が、生涯にわたって座間市に住み続けたいと思う 安全・安心なまちづくりを目指していきます。

#### 5. 基本目標

基本理念を実現するため、二つの基本目標を掲げて教育と文化の振興を図ります。

# (1) 未来を拓くざまっ子づくり

- 学校、家庭、地域、行政など、社会全体が連携して、豊かな心、確かな学力、健やかな体を育み、座間の子どもたち(ざまっ子)一人ひとりが個性を生かして自己実現を達成できるような「人づくり」に努めます。
- これからの情報化・グローバル化社会に対応し、学校における情報教育、 外国語教育、国際理解教育を充実し、グローバルな視野で活躍するために必 要な資質・能力を高めます。
- 〇 ざまっ子を育てる学校においては特に安全・防災教育の充実を図り、行政 においても市民の生涯にわたる危機管理及び緊急時の対応力を高めます。

# (2) 生涯にわたり健やかで活気あふれる人づくり

- 市は、市民一人ひとりが、生涯にわたって健康で豊かな生活が送れるよう、 学習、スポーツ、読書及び芸術鑑賞の機会と場を提供し、同時に、その経験 を生かした文化を創造・発信する環境を整えます。
- 子育て家庭のニーズに応じた幼児期の教育・保育環境の充実を図るとともに、放課後児童対策の充実などにより、子育てを社会全体で支える取組を進めます。

#### 6. 施策の方向

市は、基本目標を達成するため、保育・幼稚園から小・中・高等学校あるいは大学を経て社会で暮らしていく各ライフステージに応じた「縦の糸」と、学校、家庭、地域、行政など、市全体で取り組む「横の糸」との連携に留意しつ、特に九つの施策を推進します。

# (1) 思いやりと規範意識を育む豊かな心の育成

- 学校では、家庭や地域と連携した道徳教育、読書活動、郷土学習などをとおして、発達段階に応じたルールや正義を尊ぶ心、郷土を愛し国や社会に尽くそうとする心を育みます。
- 相手を思いやる心、平和を愛する心、人の役に立つ奉仕の心、「いのち」 を大切にする心など、豊かな心を育成します。
- 個々の子どもの実態に応じた丁寧な指導を行うとともに、いじめや不登校 などの教育課題の改善に努めます。

# (2) 書く力の向上を中心とする確かな学力の育成

- 〇 学校では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、指導方法の工夫 や内容の改善に取り組み、わかる授業の充実を推進し、同時に主体的に学ぶ 態度を育て、学習の基礎・基本を定着させます。
- 知識·技能を活用して課題を解決するために必要な、柔軟性のある思考力、 的確な判断力、豊かな表現力を育てます。
- 〇 特に、社会生活で必要な、論理的に正しく、明解で、説得力のある文章を 書く力の向上に努めます。

# (3) 健やかな体の育成

- 学校では、安全・防災教育、健康教育、及び食育を推進します。
- 〇 中学校部活動を奨励するとともに、適切な管理を行い、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣や態度の向上を図ります。

# (4) 情報化・グローバル化社会に対応できる資質・能力の育成

- 学校では、情報教育をとおして子どもたちの情報活用能力の育成を図るとともに、情報モラル教育を推進し、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度が身につくように努めます。
- 外国語教育や国際理解教育をとおして外国の言語や文化に触れるとともに、姉妹都市交流などの機会を活用して外国語によるコミュニケーションカーやグローバルな視野を身につけ、世界で活躍できる人を育てます。

# (5) 体験をとおして生き方を学ぶ教育の推進

- 学校では、小・中学校をとおして、生き方を学ぶキャリア教育を推進し、 進路指導の充実を図ります。
- 〇 保護者や企業などと連携し、発達段階に応じた体験学習に取り組み、変化 の激しい社会で適性を生かして職業を選択できるよう実効性のあるキャリ ア教育の推進に努めます。

# (6) 地域とともに取り組む教育活動の推進

- 〇 学校では、先人の知恵や体験の伝承、地域社会活動への子どもの参加、開かれた学校づくりなど、地域とともに取り組む教育活動の推進に努めます。
- 学校運営の安全・安心を確保するため、迅速かつ適切な対応が取れるよう 危機管理力を向上させ、日頃から情報提供などによる家庭や地域との連携に 努めます。

# (7) 生活を彩る生涯学習・スポーツ・文化の振興

- 〇 市は、子どもから高齢者までの自主的・自発的な生涯学習活動を支援する ため、学習、スポーツ、読書、芸術などの活動に参加できる機会と場の確保 を図ります。
- 独創性のある新たな文化の創造・発信に努め、市公民館、各地区文化センター、図書館における地域のコミュニティ形成やまちづくり活動に生かす取組を促進します。

# (8) すべての人が楽しく子育てできる環境の整備

〇 市は、幼稚園や保育園などの環境整備、相談体制の充実、地域による子育 て支援、放課後児童対策などを一体的に行い、すべての人が安心して子育て のできる環境を整備します。

# (9) 教育の出発点である家庭教育への支援

○ 「生きる力」の基礎的な資質や能力は、多くの場合、家庭を基盤として、 親子の絆が形成され、家庭が触れ合うことにより育まれます。

市は、家庭教育がすべての教育の出発点であると認識し、学校や地域と連携しながら、家庭の教育力の充実に必要な取組について支援します。